

磁気テープ
利用のしおり
シリーズ

17

(13改訂版)

工業統計メッシュデータ

(平成22年、20年、17年、15年、12年、10年、7年、2年、昭和57年、55年、52年)

ファイル利用のしおり

財団法人 経済産業調査会
経済統計情報センター

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目8番9号
(木挽館銀座ビル)

TEL (03)3535-5348

FAX (03)3535-5347

URL <http://www.chosakai.or.jp/center/>

(2013.5.20)

目 次

1 . 工業統計メッシュデータ (1 kmメッシュ) の提供について	1
2 . 工業統計メッシュデータの集計方法等	3
3 . CD - ROMの仕様	4
4 . ファイル仕様	4
(1) フォーマット	4
(2) データ表示方法	6
5 . データ部一覧表	8
(1) 規 模 別 表	8
(2) 産 業 別 表	10
(3) 甲 票 集 計 表	12
[参考 1] メッシュの画定方法及びメッシュコードについて	14
[参考 2] 日本測地系と世界測地系	17

1. 工業統計メッシュデータ(1kmメッシュ)の提供について

経済産業省では、平成2年及び平成7年以降平成20年までの工業統計調査の全数調査年(西暦年末尾が0、3、5、8の年)に工業統計メッシュデータを作成・公表して来ましたが、平成22年工業メッシュ統計編()が、平成25年3月26日に経済産業省のホームページで公表されました。

()経済産業省では、平成20年から「工業メッシュ統計編」と称していますが、当会では、引き続き工業統計メッシュデータ(以下「工業メッシュ」と略記)を使用しています。

平成22年工業メッシュは、工業統計調査の調査対象となった従業員4人以上の事業所(約224千件)の個票データ及び産業編参考統計表「推計による3人以下の事業所に関する統計表」に使用した3人以下の事業所(約210千件)の従業員数(準備調査名簿情報)を元に作成され、平成20年工業メッシュ同様、日本測地系・世界測地系による集計表が作成されました。

当センターでは、昭和52年以降の工業メッシュのデータをCD-ROM(Write-Once)、プリントアウトにより提供しているほか、メッシュデータの閲覧(数値地図を背景にデータ表示)も行っています。

(昭和57年以前の工業メッシュは、国土庁(現:国土交通省)の国土数値情報整備事業の一環として作成されたものです。)

工業メッシュ集計表の種類は、以下のとおりで、いずれも固定長ファイルとCSVファイル(可変長ファイル)にて提供しています。

1) 従業員4人以上の事業所に関する集計表

(平成22年、20年、17年、15年、12年、10年、7年、2年、昭和57年、52年)

規模別表

・「事業所数」、「従業員数」、「製造品出荷額等」等の項目について、1kmメッシュごとの経営組織別・資本金階層別、従業員規模別の集計のほか10人以上の事業所に関する集計もあり。

産業別表

・「事業所数」、「従業員数」、「製造品出荷額等」について1kmメッシュごとに産業中分類別に集計

2) 従業員30人以上の事業所に関する甲票集計表

(平成22年、20年、17年、15年、12年、10年、7年、2年、昭和57年、55年、52年)

・「事業所数」、「従業員数」、「生産額」、用地用水関連項目等について、1kmメッシュごとに製造業計、基礎素材型産業等3類型別に集計

3) 全事業所に関する集計表

(平成22年、20年、17年、15年、12年、昭和55年)

規模別表;集計内容は上記の規模別表に同じ

産業別表;集計内容は上記の産業別表に同じ

(ただし、平成22年の3人以下の事業所は推計によるため、事業所数と従業員数のみの集計)

上記のメッシュ集計表について、それぞれ全国メッシュ、県別メッシュ及び市区町村別メッシュの3地域区分があり、県別メッシュについては、全県まとめた一括提供のほか各県ごとの47ファイルによる分割提供も行っています。

注1) 市区町村別メッシュ、県別メッシュ、全国メッシュについて

当該市区町村(県)に存在する1kmメッシュについて集計したもので、市区町村(県)境において1つのメッシュに複数の市区町村(県)(例えばA市(県)、B市(県))がまたがっている場合、ひとつのメッ

シュコードに対し、A市(県)、B市(県)分を別々に集計します。

したがって、境界線上のメッシュでは、同一メッシュコードのついたデータレコードが複数個(またがっている市区町村(県)の数)存在します。

全国メッシュは、県・市区町村の境界に関係なく、全国を1kmごとに集計したものです。

市区町村別メッシュを県別・メッシュコードごとに加算すれば県別メッシュに、県別メッシュをさらにメッシュコードごとに加算すれば全国メッシュとなりますが、提供しているファイルでは、秘匿の関係上、加算できない場合があります。

注2) 1kmメッシュについて

ここで言う1kmメッシュは緯度30秒、経度45秒の大きさで、正確に縦横1kmではなく、場所(経緯度)により異なり、東京付近では925m(縦)×1,125m(横)です。

平成15年以降の工業メッシュに関し、レコード件数の多い以下の集計表は、エクセルで一度に読み込みようファイルを2分割しています。

したがって、年により提供ファイル数が異なっており、詳細は、当会ホームページ上に掲載の申込書をご参照ください。

【参考】ファイル2分割の集計表と分割地域区分は、次のとおりです。

従業者4人以上の規模別表、産業別表の市区町村別メッシュ

(東日本)01 北海道 ~ 14 神奈川県 (西日本)15 新潟県 ~ 47 沖縄県

全事業所の規模別表、産業別表の全国メッシュ

(その1)1次メッシュコード5338(甲府)以下

(その2)1次メッシュコード5339(東京)以上

全事業所の規模別表、産業別表の県別メッシュ、市区町村別メッシュ

(東日本)01 北海道 ~ 14 神奈川県 (西日本)15 新潟県 ~ 47 沖縄県

【工業メッシュ利用上の留意点】

・東京都三宅村については、火山災害により、平成15年工業統計調査においては調査対象がないため、平成15年工業メッシュには三宅村のデータはありません。

・平成18年工業統計表において、平成15年から17年の数値について一部訂正が行われましたが、平成15年、17年工業メッシュには反映されていません。

・平成19年調査から製造以外の活動を把握する目的で事業所全体の調査になり、調査項目新設、調査項目の見直しが行われ、これに伴い、「生産額」の算出方法も見直され、平成20年以降の工業メッシュの「製造品出荷額等」、「原材料使用額等」、「生産額」及び「付加価値額」は、平成17年以前の工業メッシュとは、若干定義が異なっています(8~9頁の算式参照)。

・平成19年11月の日本標準産業分類改訂に伴い、平成20年以降の工業メッシュ(産業別表)は、新産業分類が適用され17年、15年工業メッシュとは産業分類が異なります(それ以前の産業別表も日本標準産業分類改訂に伴い産業分類が異なり、詳細は10~12頁参照)。

2. 工業統計メッシュデータの集計方法等

(1) 集計対象事業所

平成22年工業メッシュは、前述のとおり、工業統計調査対象の4人以上の事業所と推計による3人以下の事業所が集計対象となっています。

平成12年以降平成20年までの工業メッシュ及び昭和55年工業メッシュは、従業者3人以下を含めた全事業所（工業統計調査対象）を集計対象とし、昭和55年を除く平成10年以前の工業メッシュは、工業統計調査対象のうち従業者4人以上の事業所を集計対象としています。

(2) 同定方法と集計方法

平成22年工業メッシュでは、新規事業所（約33千件）に関しては、全件個別同定により経緯度を元にメッシュコードが付与され、継続事業所については、平成20年同定テーブルのメッシュコードがそのまま付与されました。

平成10年以降20年までの工業メッシュでは、新規事業所については、可能な限り個別同定により経緯度を元にメッシュコードが付与され、住所記載ナシあるいは判別不能の場合には、調査区同定等によりメッシュコードが付与されました（継続分は前回同定テーブルのメッシュコードを使用）。

平成7年以前の工業メッシュでは、従業者規模により同定方法が異なり、従業者30人以上の事業所に関しては個別同定、29人以下の事業所に関しては、調査区同定（注）によりメッシュコードが付与されました。

（注）調査区同定

調査区ごとにその調査対象の事業所が最も多く所在するメッシュに対応させる方法で、1つの調査区が複数のメッシュにまたがっている場合には、その調査区内の事業所をそのうちのいくつかのメッシュに機械的に振り分けます。

したがって、個々のメッシュに表章されているデータは、周囲のメッシュのデータを含んでいる可能性もあり、必ずしもそのメッシュ内の事業所のデータを正確に反映しているとは言いがたい場合があります。

同定作業によるメッシュコード付与済みファイルをもとに「事業所数」、「従業者数」、「製造品出荷額等」等の項目について、市区町村別、県別、全国の地域区分によりメッシュコードごとに各種規模別、産業別等を集計し、各集計表の市区町村別メッシュ、県別メッシュ、全国メッシュを作成し、最後に全集計表について秘匿処理が行われます。

(3) 秘匿方法

1つのメッシュ内の事業所数が1または2の場合、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため、事業所数と従業者数（平成12以前は秘匿対象項目）以外のデータを秘匿します（これを「単純秘匿」という）。

また、従業者規模別等の表章をしている場合、1つのメッシュに関し、合計の数字から他の未秘匿の分類区分の数字を差し引くことにより、秘匿された分類区分の数字が分かる場合には、もう1カ所秘匿します（これを「関連秘匿」という）。

平成2年以降の工業メッシュの関連秘匿は、規模別表と甲票集計表に関しては、1つの分類区分内で秘匿された区分の次に事業所数の少ない区分に対して行われ、産業別表に関しては、「その他の製造業」に対して行われています。

関連秘匿の際、次に事業所数の少ない区分の事業所数が同数の場合は、分類区分の小さい方が秘匿さ

れます(ただし、昭和57年以前の関連秘匿は、1つの分類区分で最初に現れる未秘匿の区分を秘匿)。秘匿箇所は、ファイル上では「オールブランク」の表示です。

3. CD-ROMの仕様

- ・物理フォーマット；ISO9660
- ・使用コード；ASCII
- ・ファイル形式とレコード長；
 - (固定長ファイル) 以下のレコード長 + 2バイト(復帰改行)
 - 1. 規模別表 …… 540バイト
 - 2. 産業別表 …… 800バイト(平成15、17、20、22年)
 - 740バイト(平成2、7、10、12年)
 - 680バイト(昭和52、55、57年)
 - 3. 甲票集計表 …… 810バイト
 - (CSVファイル) 固定長フォーマットの各項目ごとにカンマで区切った可変長(7頁参照)
- ・ソート順位；各集計表とも、地域区分により以下のコードによる昇順ソート
 - [全国メッシュ] 1. メッシュコード(8~16)
 - [県別メッシュ] 1. 都道府県コード(18~19)
 - 2. メッシュコード(8~16)
 - [市区町村別メッシュ] 1. 都道府県コード(18~19)
 - 2. 市区町村コード(20~22)
 - 3. メッシュコード(8~16)

4. ファイル仕様

(1) フォーマット

コ ー ド 部																					
統計名 "k"	統計年	表区分	地域区分	メッシュコード				メッシュレベル	当該メッシュにかかる市区町村												測地系
				一 次	二 次	三 次	ゼ ロ		1		2		3		4		5		6		
									県	市区町村	県	市区町村	県	市区町村	県	市区町村	県	市区町村	県	市区町村	
(1)	(2)	(2)	(2)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(2)	(3)	(3)
1	2	4	6	8	12	14	16	17	18	20	23	25	28	30	33	35	38	40	43	45	48

デ - タ 部 (10) × Max 76項目									
D - 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
51	61	71	81	91	101	111	121	131	141

デ - タ 部									
D - 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
151	161	171	181	191	201	211	221	231	241

デ - タ 部									
D - 21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
251	261	271	281	291	301	311	321	331	341

デ - タ 部									
D - 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
351	361	371	381	391	401	411	421	431	441

デ - タ 部									
D - 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
451	461	471	481	491	501	511	521	531	541

(規模別表はここまで)

デ - タ 部									
D - 51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
551	561	571	581	591	601	611	621	631	641

デ - タ 部									
D - 61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
651	661	671	681	691	701	711	721	731	741

(昭和52、55、57年の産業別表はここまで) (平成2、7、10、12年の産業別表はここまで)

デ - タ 部					
D - 71	72	73	74	75	76
751	761	771	781	791	801

(平成15、17、20、22年産業別表はここまで)(甲票集計表はここまで)

注) 前頁コード部中段とデータ部1段目の()内の数字は、ファイル(固定長フォーマット)上の各項目のバイト数を示し、下段の数字は、各項目の左端の位置を示します。

(2) データ表示方法

コード部

- ・統計名 …………… "K" 工業統計メッシュデータを示す。
(1)
- ・統計年 …………… 工業統計調査年(元号年)を表示
(2~3)
- ・表区分 …………… 集計表の種類を表示
(4~5)
 - "01" 規模別表(4人以上の事業所)[昭和55年も"01"を使用]
 - "02" 産業別表(4人以上の事業所)[昭和55年も"02"を使用]
 - "03" 甲票集計表(30人以上の事業所)
 - "04" 規模別表(全事業所)(平成12年以降)
 - "05" 産業別表(全事業所) (")
- ・地域区分 …………… メッシュ集計地域区分を表示
(6~7)
 - "01" 全国メッシュ
 - "02" 県別メッシュ
 - "03" 市区町村別メッシュ
- ・メッシュコード …… 4次までの9桁からなるメッシュコードを表示
(8~16) (ただし、工業メッシュは1kmメッシュ集計のため、9桁目の4次メッシュコード欄は"0"の表示)
- ・メッシュレベル …… "3" 3次メッシュ(1kmメッシュ)集計であることを示す。
(17)
- ・当該メッシュにかかる市区町村 …… 当該メッシュ内の集計対象となっている県、市区町村コードを
(18~47) 最高6組まで表示
(6組未満の場合、残りのエリアは空白表示)
- ・測地系 …………… 測地系区分を表示
(48~50)
 - " " 日本測地系
 - " W" 世界測地系 (平成20年新設)

データ部

データ項目数は、表によって異なり、規模別表は49項目、産業別表は平成15~22年が75項目、平成2~12年が69項目、昭和57年以前は63項目、甲票集計表は76項目です。

各表のデータ部の詳細は、後述のデータ部一覧表に記載しています。

データの単位は、金額データはすべて万円、面積は平方メートル、用水量は立方メートル/日です。各ファイルのデータ表示方法は、次のとおりです。

【固定長ファイル】

データ1項目は10バイトからなり、データは右づめ・前ゼロ(57年以前は右づめ・前空白)の表示です。

データ項目のうち、「付加価値額」、「有形固定資産投資総額」は、マイナスのデータがあり得ます。マイナスの場合は、10バイトのうち最上位の1バイトに"-"と表示しています。また、前述のとおり、秘匿扱いのデータは「オールblank」の表示です。

公表データ	<table border="1"><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>5</td><td>6</td><td>8</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td><td>1</td></tr></table>	0	0	0	5	6	8	3	5	2	1	
0	0	0	5	6	8	3	5	2	1			
(マイナスのデータ)	<table border="1"><tr><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td></tr></table>	-	0	0	0	0	0	0	3	2	5	
-	0	0	0	0	0	0	3	2	5			
秘匿扱いのデータ	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>											(; blank)
集計対象外データ	<table border="1"><tr><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

【CSVファイル】

CSVファイルは、4~5頁に記載のフォーマットの縦罫ごとに半角カンマ(,)で区切った可変長ファイルです。

コード部の各項目(blank以外)は、ダブルコーテーションで括った文字扱い、データ部の各項目は、数値扱い(平成2年以降は前ゼロの10桁表示、昭和57年以前は、ゼロサプレスし可変長)の表示です。

ただし、blank表示の項目(当該メッシュにかかる市区町村欄とデータ部の秘匿箇所)は、区切りの半角カンマのみです。

(平成2年以降)

"K","15","01","01","3622","57","28","0","3","47","382",,,,,,,,,,0000000001,0000000005,,,,,,,,,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000001,0000000005,,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000001,0000000005,,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000,0000000000

(昭和57年以前)

"K","57","01","01","3622","57","59"," ","3","47","382",,,,,,,,,,3,33,10871,53350,135722,135722,78872,11550,1,,,,,,,,,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,0,2,,,1,,,0,0,0,2,,,1,,,0,0,0,0,0,0

5. データ部一覧表

(1) 規模別表

平成22年の全事業所に関する規模別表の集計項目は、印のついた事業所数、従業者数のみです。

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	有形固定資産年未現在高	従業者10人以上の事業所								経営組織別・資本金階層別 注3)														
								事業所数	従業者数	現金給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	有形固定資産年未現在高	会社(300万円未満)			会社(300万円～1千万円未満)			会社(1千万円～1億円未満)			会社(1億円以上)			個人		
																事業所数(A)	従業者数(B)	出荷額等(C)	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

注1) 注2)

「有形固定資産年未現在高」は、平成15年以降は従業者30人以上の事業所の集計値

D-32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
従業者規模別																	
組合員・その他の法人			(1～3人) 注4)			4～9人			10～29人			30～299人			300人以上		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

注1) 「生産額」等は、以下の算式により算出

【22年、20年】(平成19年調査から製造以外の活動を把握する目的で事業所全体の調査になり、調査項目新設、調査項目の見直しにより算式変更)
 生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + (製造品年未在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年未価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

平成20年、22年調査では、従業者29人以下の事業所に関し、年初・年末の製造品在庫額、半製品及び仕掛品価額を調査していないため、工業メッシュでは、「製造品出荷額 + 加工賃収入額」の数値を生産額として代用

ただし、平成20年(西暦末尾0、5以外の年)及び22年の「産業編」の「生産額」は、従業者30人以上の事業所に関する表章となっている。

付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年未在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年未価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
 - (消費税を除く内国消費税額 + 推定消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

なお、従業者29人以下の事業所については、次式の「粗付加価値額」を付加価値額として代用

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推定消費税額) - 原材料使用額等

有形固定資産年未現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額
 (従業者30人以上の事業所)

【17年以前】

生産額（従業者30人以上の事業所）

= 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)

(従業者10～29人の事業所)

[西暦末尾0、5の内訳調査年] 年初・年末の製造品在庫額、半製品及び仕掛品価額を調査しているため、上記の式により算出

[西暦末尾0、5年以外の年] 年初・年末の製造品在庫額、半製品及び仕掛品価額を調査していないため、工業メッシュでは、「製造品出荷額等」の数値を「生産額」として代用

(従業者9人以下の事業所) 工業メッシュでは、「製造品出荷額等」の数値を「生産額」として代用

ただし「産業編」の「生産額」は、工業メッシュとは異なり、西暦末尾0、5の内訳調査年は、従業者30人以上の事業所と従業者10～29人の事業所に関する表章があり、西暦末尾0、5以外の年は、従業者30人以上の事業所に関する表章となっている。

付加価値額（従業者30人以上の事業所）

= 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推定消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額（平成17、15年）

= 生産額 - 内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額（平成12年、10年、7年、2年）

= 生産額 - 製造品出荷額に含まれる内国消費税額 - 原材料使用額等 - 減価償却額（昭和57年、55年、52年）

平成12年以前の（従業者10～29人の事業所）

[西暦末尾0、5の内訳調査年] 上記の式により算出

[西暦末尾0、5年以外の年] 「製造品出荷額等」を「生産額」とみなし、上記の式の生産額を「製造品出荷額等」に置き換えて算出

平成17年、15年の（従業者29人以下の事業所）及び平成12年以前の（従業者9人以下の事業所）に関しては、次式の「粗付加価値額」を付加価値額として代用

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - 内国消費税額 - 原材料使用額等
年により上記の式のアンダーライン付きの税額に変更

有形固定資産年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

(平成15年、17年) 従業者30人以上の事業所について算出

(平成12年以前) 従業者10人以上の事業所について算出

注2) D-8の「有形固定資産年末現在高」は、D-16と同一数値のため、平成2年以降のファイルではゼロを出力

注3) 平成10年以前の資本金階層区分は、D-17～19(200万円未満)、D-20～22(200万円～1千万円未満)となっている。

注4) D-35～D-37の1～3人に関する項目は、平成12年以降の全事業所に関する集計表及び昭和55年のみ数値があり、ほかはゼロを出力

(2) 産業別表

[平成22年、20年]

(A ; 事業所数 B ; 従業者数 C ; 製造品出荷額等)

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
計 (09~32)			09 食料品製造業			10 飲料・たばこ ・飼料製造業			11 繊維工業			12 木材・木製品 製造業			13 家具・装備品 製造業			14 パルプ・紙・ 紙加工品製造業			15 印刷・同関連業			16 化学工業			17 石油製品・ 石炭製品 製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

D-31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
18 プラスチック 製品製造業			19 ゴム製品 製造業			20 なめし革・ 同製品・ 毛皮製造業			21 窯業・土石 製品製造業			22 鉄鋼業			23 非鉄金属 製造業			24 金属製品 製造業			25 はん用機械 器具製造業			26 生産用機械 器具製造業			27 業務用機械 器具製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

D-61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
28 電子部品・ デバイス・ 電子回路製造業			29 電気機械 器具製造業			30 情報通信 機械器具 製造業			31 輸送用機械 器具製造業			32 その他の製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

平成22年の全事業所に関する産業別表の集計項目は、A(事業所数)とB(従業者数)のみで、C(製造品出荷額等)は集計されていません。

[平成17年、15年]

(A ; 事業所数 B ; 従業者数 C ; 製造品出荷額等)

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
計 (09~32)			09 食料品製造業			10 飲料・たばこ ・飼料製造業			11 繊維工業			12 衣服・その他の 繊維製品製造業			13 木材・木製品 製造業			14 家具・装備品 製造業			15 パルプ・紙・ 紙加工品製造業			16 印刷・同関連業			17 化学工業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

D-31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
18 石油製品・ 石炭製品製造業			19 プラスチック 製品製造業			20 ゴム製品製造業			21 なめし革・ 同製品・毛皮 製造業			22 窯業・土石製品 製造業			23 鉄鋼業			24 非鉄金属製造業			25 金属製品製造業			26 一般機械器具 製造業			27 電気機械器具 製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

(A ; 事業所数 B ; 従業者数 C ; 製造品出荷額等)

D-61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
28 情報通信 機械器具製造業			29 電子部品・ デバイス製造業			30 輸送用機械器具 製造業			31 精密機械器具 製造業			32 その他の製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

[平成12年、平成10年、平成7年、平成2年]

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
計 (12~34)			12 食料品製造業			(注) 13 飲料・たばこ ・飼料製造業			14 繊維工業			15 衣服・その他の 繊維製品製造業			16 木材・木製品 製造業			17 家具・装備品 製造業			18 パルプ・紙・ 紙加工品製造業			19 出版・印刷・ 同関連産業			20 化学工業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

(注) 平成2年の中分類13は「飲料・飼料・たばこ製造業」

D-31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
21 石油製品・ 石炭製品製造業			22 プラスチック 製品製造業			23 ゴム製品製造業			24 なめし革・ 同製品・毛皮 製造業			25 窯業・土石製品 製造業			26 鉄鋼業			27 非鉄金属製造業			28 金属製品製造業			29 一般機械器具 製造業 (33武器を含む)			30 電気機械器具 製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

D-61	62	63	64	65	66	67	68	69
31 輸送用機械器具 製造業			32 精密機械器具 製造業			34 その他の製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C

[昭和57年、昭和55年、昭和52年]

(A ; 事業所数 B ; 従業者数 C ; 製造品出荷額等)

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	26	30
計 (18~39)			18~19 食料品業 製造業			20 繊維工業			21 衣服・その他の 繊維製品製造業			22 木材・木製品 製造業			23 家具・装備品 製造業			24 パルプ・紙・ 紙加工品製造業			25 出版・印刷・ 同関連産業			26 化学工業			27 石油製品・ 石炭製品製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C

D-31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
28 ゴム製品 製造業			29 なめしかわ・ 同製品・毛皮 製造業			30 窯業・土石 製品製造業			31 鉄鋼業			32 非鉄金属 製造業			33 金属製品 製造業			34 一般機械 器具製造業 (38 武器を含む)			35 電気機械 器具製造業			36 輸送用 機械器具 製造業			37 精密機械 器具製造業			39 その他の製造業		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C			

(3) 甲票集計表 (従業者30人以上)

D-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
合 計																		基 礎 素 (資) 材												
事 業 所 数 (A)	従 業 者 数 (B)	現 金 給 与 総 額 (C)	原 材 料 使 用 額 (D)	燃 料 使 用 額 (E)	電 力 使 用 額 (F)	製 造 品 出 荷 額 等 (G)	生 産 額 (H)	付 加 価 値 額 (I)	有 形 固 定 資 産 額 (J)	年 末 現 在 額 (K)	投 資 総 額 (L)	敷 地 面 積 (M)	建 築 面 積 (N)	延 べ 建 築 面 積 (O)	用 地 取 得 面 積 (P)	1日あたり用水量 (淡水)			1日 用 水 量 (海 水) 当 たり (S)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
																公 共 水 道	地 表 水 ・ 井 戸 水 等	回 収 水												

注1) (ゼロ) 平成5年から「用地取得面積」の調査廃止

D-31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
型 産 業 注2)								加 工 組 立 型 産 業 注2)																		
L	M	N	O (ゼロ)	P	Q	R	S	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O (ゼロ)	P	Q	R	S

D-58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
生 活 関 連 型 産 業 注2)																		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O (ゼロ)	P	Q	R	S

注1) 有形固定資産の投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定増加額 - 建設仮勘定の減少額

注2) 産業3類型は、産業中分類(2桁)を以下の3区分にそれぞれ組み替えたもので、メッシュデータで使用している便宜上の分類

【平成22年、20年】

[基礎素材型産業]

- | | |
|------------------|------------|
| 12 木材・木製品製造業 | 22 鉄鋼業 |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 23 非鉄金属製造業 |
| 16 化学工業 | 24 金属製品製造業 |
| 17 石油製品・石炭製品製造業 | |
| 18 プラスチック製品製造業 | |
| 19 ゴム製品製造業 | |
| 21 窯業・土石製品製造業 | |

[加工組立型産業]

- | |
|----------------------|
| 25 はん用機械器具製造業 |
| 26 生産用機械器具製造業 |
| 27 業務用機械器具製造業 |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 電気機械器具製造業 |
| 30 情報通信機械器具製造業 |
| 31 輸送用機械器具製造業 |

[生活関連型産業]

- | |
|-------------------|
| 09 食料品製造業 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 繊維工業 |
| 13 家具・装備品製造業 |
| 15 印刷・同関連業 |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 32 その他の製造業 |

【平成17年、15年】

[基礎素材型産業]

- | | |
|------------------|------------|
| 13 木材・木製品製造業 | 24 非鉄金属製造業 |
| 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 25 金属製品製造業 |
| 17 化学工業 | |
| 18 石油製品・石炭製品製造業 | |
| 19 プラスチック製品製造業 | |
| 20 ゴム製品製造業 | |
| 22 窯業・土石製品製造業 | |
| 23 鉄鋼業 | |

[加工組立型産業]

- | |
|-----------------|
| 26 一般機械器具製造業 |
| 27 電気機械器具製造業 |
| 28 情報通信機械器具製造業 |
| 29 電子部品・デバイス製造業 |
| 30 輸送用機械器具製造業 |
| 31 精密機械器具製造業 |

[生活関連型産業]

- | |
|-------------------|
| 09 食料品製造業 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 11 繊維工業 |
| 12 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| 14 家具・装備品製造業 |
| 16 印刷・同関連業 |
| 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 32 その他の製造業 |

【平成12、10年、7年、2年】

[基礎素材型産業]

- | |
|------------------|
| 16 木材・木製品製造業 |
| 18 パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 20 化学工業 |
| 21 石油製品・石炭製品製造業 |
| 22 プラスチック製品製造業 |
| 23 ゴム製品製造業 |
| 25 窯業・土石製品製造業 |
| 26 鉄鋼業 |
| 27 非鉄金属製造業 |
| 28 金属製品製造業 |

[加工組立型産業]

- | |
|------------------------|
| 29 一般機械器具製造業(33 武器を含む) |
| 30 電気機械器具製造業 |
| 31 輸送用機械器具製造業 |
| 32 精密機械器具製造業 |

[生活関連型産業](平成2年のみ「生活関連・その他型」)

- | |
|--|
| 12 食料品製造業 |
| 13 飲料・たばこ・飼料製造業
(平成2年は「飲料・飼料・たばこ製造業」) |
| 14 繊維工業 |
| 15 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| 17 家具・装備品製造業 |
| 19 出版・印刷・同関連産業 |
| 24 なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 34 その他の製造業 |

【昭和57年、55年、52年】

[基礎資材型産業]

- | |
|-----------------|
| 26 化学工業 |
| 27 石油製品・石炭製品製造業 |
| 31 鉄鋼業 |
| 32 非鉄金属製造業 |
| 33 金属製品製造業 |

[加工組立型産業]

- | |
|----------------------------|
| 34 一般機械器具製造業
(38 武器を含む) |
| 35 電気機械器具製造業 |
| 36 輸送用機械器具製造業 |
| 37 精密機械器具製造業 |

[生活関連型産業]

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 18~19 食料品製造業 | 25 出版・印刷・同関連産業 |
| 20 繊維工業 | 28 ゴム製品製造業 |
| 21 衣服・その他の繊維製品製造業 | 29 なめしかわ・同製品・毛皮製造業 |
| 22 木材・木製品製造業 | 30 窯業・土石製品製造業 |
| 23 家具・装備品製造業 | 39 その他の製造業 |
| 24 パルプ・紙・紙加工品製造業 | |

[参考1] メッシュの画定方法及びメッシュコードのつけ方

地域メッシュの統一的な作成方法等については、昭和48年に行政管理庁（現総務省）によって告示され（「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）、昭和51年1月日本工業規格にコード「JIS C 6304」として制定され、その後昭和62年3月に1日に「JIS X 0410」に移行された。

1. メッシュの画定方法

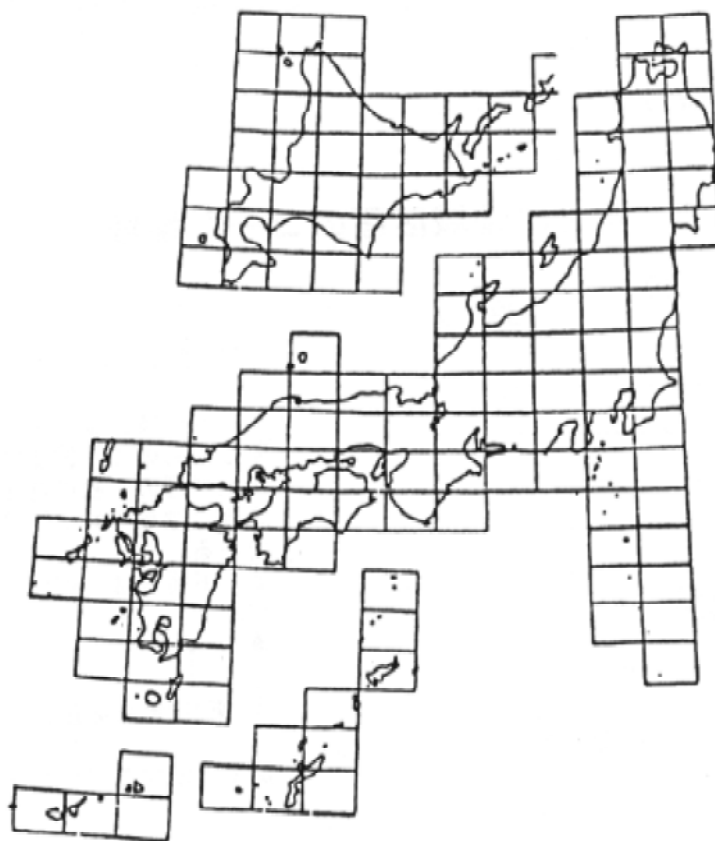
統計に用いられる標準地域メッシュには、基準地域メッシュとこれをもとにした分割地域メッシュ、統合地域メッシュがあるが、ここでは「基準地域メッシュ」と分割メッシュのうちの「2分の1地域メッシュ」について述べる。

(1) 基準地域メッシュ（1kmメッシュ）

基準地域メッシュは、まず、全国の地域を緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した第1次地域区画を作り、第1次地域区画を経線方向及び緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。

さらに第2次地域区画を経線方向及び緯線方向に10等分したものが「基準地域メッシュ」（第3次地域区画）である。

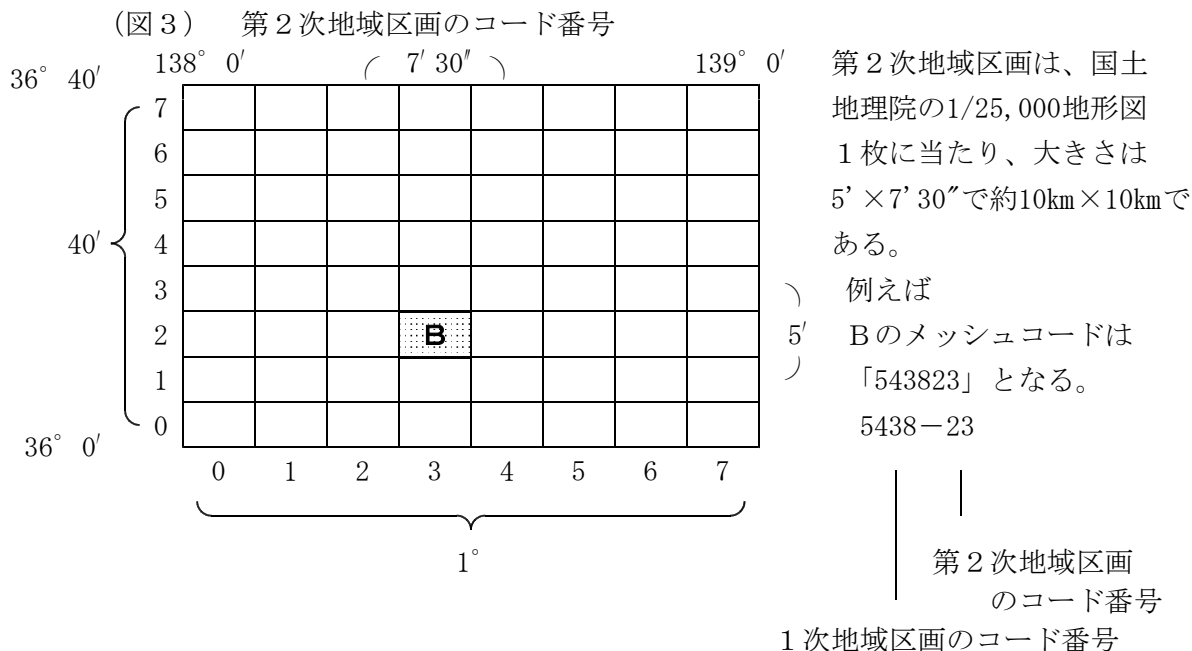
図1 第1次地域区画



第1次地域区画は、20万分の1地勢図（国土地理院発行）の1図葉の区画に相当し、1辺が約80kmの方形の地域である。

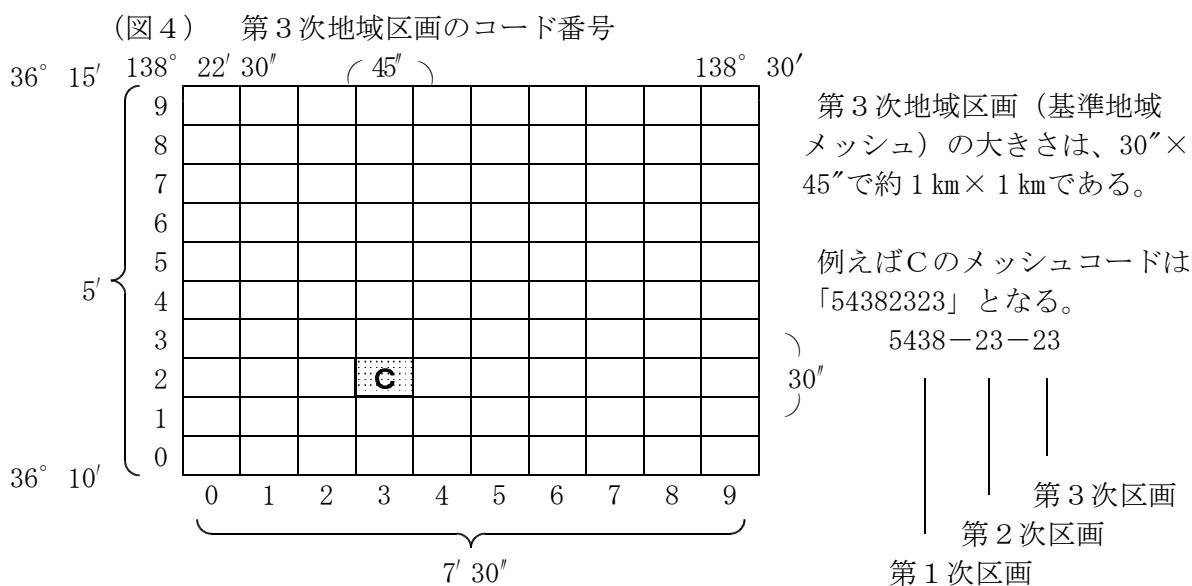
[第2次地域区画のコードのつけ方]

第2次地域区画のコードは、第1次地域区画の縦、横を8等分した区画に経線（縦）方向については南から、緯線（横）方向については西からそれぞれ0～7までの数字をつけ、縦方向、横方向の順に組合わせた2桁の数字で表わされる。



[第3次地域区画のコードのつけ方]

第3次地域区画のコードは、第2次地域区画の縦、横を10等分した区画に経線（縦）方向については南から、緯線（横）方向については西からそれぞれ0～9までの数字をつけ、縦方向、横方向の順に組合わせた2桁の数字で表わされる。



この8桁コードが基準地域メッシュ（1kmメッシュ）コードとして一般に利用されている。

【参考2】日本測地系と世界測地系

平成14年に測量法が改正され（4月1日施行）、「測定の基準」が、日本測地系から世界測地系に移行しました。

商業統計メッシュでは、平成14年、16年、19年とすでに3回のメッシュについて、両測地系のメッシュデータが作成されていますが、工業メッシュでは、平成20年メッシュで日本測地系メッシュデータのほか初回の世界測地系メッシュデータが作成されました。

【世界測地系メッシュコード付与方法】

個別同定の事業所は、日本測地系の経緯度を世界測地系経緯度に変換し（国土地理院提供の自動変換プログラム「TKY2JGD」を使用）、さらに世界測地系の経緯度を前述【参考1】の方法によりメッシュコード（世界測地系）に変換した。

調査区同定の事業所は、日本測地系メッシュコードの中心点経緯度を世界測地系経緯度に変換し（「TKY2JGD」を使用）、さらにメッシュコード（世界測地系）に変換した。

【日本測地系と世界測地系（国土地理院のホームページより抜粋）】

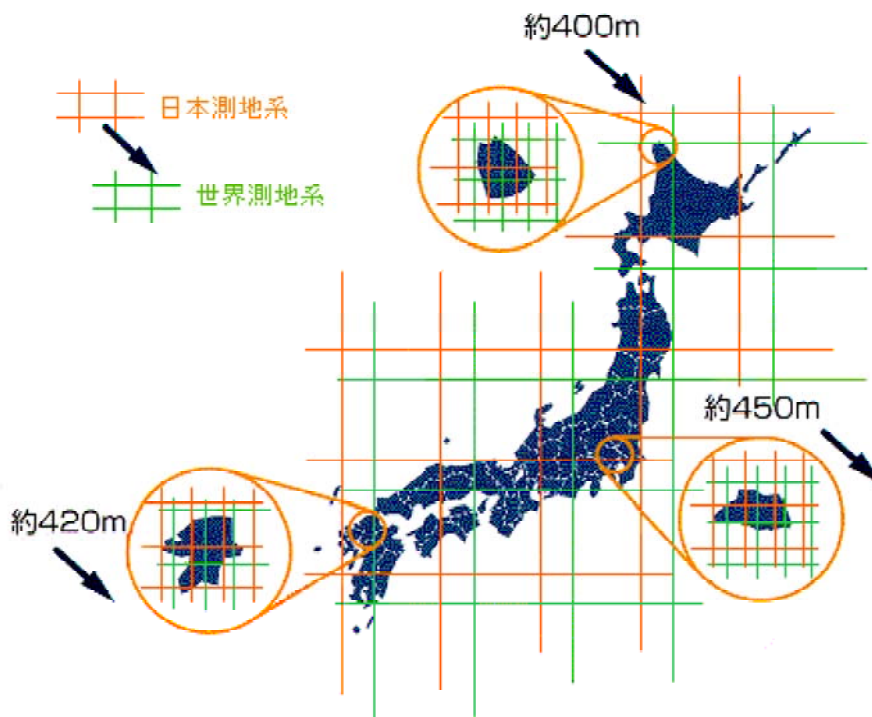
（日本測地系）

我が国では、改正測量法の施行前は、明治時代に採用したベッセル楕円体を使用し、東京天文台の経度・緯度が、天文観測により決定され、この位置が現在の日本経緯度原点となっている。

（世界測地系）

世界測地系とは、VLBI（超長基線電波干渉計 Very Long Baseline Interferometry）や人工衛星を用いた観測によって明らかとなった地球の正確な形状と大きさに基づき、世界的な整合性を持たせて構築された経度・緯度の測定の基準で、国際的に定められている測地基準系をいう。

(日本測地系と世界測地系の違い)



例えば、日本測地系の経緯度で表されている地点を、世界測地系の経緯度で表わすと、東京付近では、経度が約 -12 秒、緯度が約 $+12$ 秒変化します。
これを距離に換算すると、北西方向へ約 450 mずれることに相当します。